

議会改革推進特別委員会（第20回）

日時 平成25年1月16日（水） 午後1時30分～
場所 第3委員会室

- 1 開議
- 2 検討結果の確認について
前回検討結果表
- 3 検討項目の協議について
- 4 次回の日程及び協議項目について
- 5 その他

議会改革推進特別委員会第19回（H24.11.19開催） 検討結果表

C - 2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.5.24	意見等	各委員が説明	
	結果	本日の説明及び資料内容を理解し、次回委員間で質疑等を行う。	検討継続
H24.7.3	意見等	<p>定数・報酬が検討項目となった理由は、市民から定数・報酬削減を求める声があるから 市民意見は厳しい。 市民に議会の役割を理解されることが必要 議会の広報広聴機能の強化が必要</p> <p>定数・報酬は提案時に会派で議論され整理されているはず。委員は具体的な案として既に示している。 議員全体で議論するための材料、根拠等を本員会で整理</p> <p>議論の前提が整っていない、議会のあるべき姿等を共通認識し、実現の手段としての定数・報酬であるべき 議員の果たさなければならない役割、必要とされる能力、議会改革の目指す方向、必要な条件等の整理が必要</p>	
	結果	定数・報酬に係る具体的な検討は一時棚上げする。議会のあり方、果たすべき役割等について根本的な議論を行う。	検討継続
H24.8.2	結果	議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続
H24.8.20	結果	引き続き議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続
H24.10.16	結果	議会のあり方・役割を考える。	検討継続
H24.11.19	結果	議論の前提である議会のあり方・役割について委員会で意見が一致しない。従って、具体的な定数・報酬の議論は行わない。	決定

検討結果一覧表

A - 1	本会議の夜間・休日開催		改革7
H23.6.17	結果	12月又は3月定例会において休日に本会議を開催する。 (議会報告会でのアンケートも参考とする。)	決定
A - 2	議員間自由討議の充実		改革4 井上1
H23.6.17	結果	各委員会において自由討議を積極的に実施する。	決定
A - 3	理事者反問権の拡大		改革2 井上7
H23.7.25	結果	議会基本条例を改正し、反問の制限を撤廃する。	決定
A - 4	議会による政策評価の実施		井上4
H23.7.25	結果	事務事業評価を充実する。	決定
A - 5	本会議への理事者出席の削減		酒井22
H23.6.17	結果	現状のとおり	決定
A - 6	各自治会、市民グループとの意見交換会の開催		公明2
H23.6.17	結果	議会報告会等を充実する。	決定
A - 7	委員会傍聴に係る許可制の廃止		酒井2
H23.7.25	結果	委員会条例を改正し、傍聴を届出制とする。	決定

A - 8	傍聴規則の見直し		酒井4
H23.8.19	結果	現状のとおり	決定
A - 9	議員研修の公開		酒井6
H23.8.19	結果	研修ごとに、公開又は非公開を決定する。	決定
A - 10	議会ホームページの独自設置		酒井7
H23.8.19	結果	H23.11月の市ホームページリニューアルの状況により、再度検討する。	決定
A - 11	ホームページでの会議資料の事前掲載		酒井8
H23.8.19	結果	可能な範囲で積極的実施する。	決定
A - 12	ホームページでの委員会等会議録の掲載		酒井9
H23.8.19	結果	可能な範囲で積極的実施する。	決定
A - 13	各議員が事務局に調査を依頼した事項について結果を公開		酒井19
H23.9.1	結果	公開を了とした議員の調査のみ対象とする。調査資料は事務局において保管し、他の議員からの要望があれば公開する。	決定
A - 14	請願・陳情ハンドブックの作成		共産1
H23.9.1	結果	簡易なパンフレットを作成し、本会議傍聴者及び議会報告会参加者等へ配布する。	決定

A - 1 5	全国都市問題会議から全国市議会議長会研究フォーラムへの変更		緑風4
H23.9.1	結果	幹事会において検討。	決定
B - 1	会期の見直し		改革6 緑風2 公明3 酒井14
H23.11.18	結果	4 定例会を維持し、審議時間の拡充を図る。必要あれば再度検討する。	決定
B - 2	予算・決算審査のあり方見直し		緑風1 公明4 酒井17 酒井18
H23.12.26	結果	合意できなければH 2 4 . 3 定例会は現行のままとする。 (決定) 引き続き検討	決定
B - 3	代表質問の実施回数の削減		緑風3
H23.11.18	結果	代表質問は会派の選択により実施の有無を決定する。 H 2 4 . 3 定例会から適用する。	決定
B - 4	政策立案機能の充実		共産4
H23.12.26	結果	常任委員会が一義的に所管する。必要に応じて特別委員会等を設置する。総括的に議会運営委員会で所管を決定する。	決定
B - 5	9 6 条 2 項による議決事項の拡大		共産2
H24.2.21	結果	亀岡市都市計画マスタープランを議決対象とする。ただし、法的整理及び理事者協議等を含め議会運営委員会で判断、決定する。 (H24.3.12開催の議会運営委員会において議決できない計画と判断)	決定
B - 6	文書質問制度の導入		酒井15
H24.7.3	結果	運用案をもとに文書質問制度を実施する。運用の詳細は議会運営委員会において決定する。	決定

B - 7	委員会でのインターネット中継の導入		改革3 井上5 酒井10
H24.4.23	結果	委員会を配信する。平成25年度予算への要求を基本に可能な部分から実施する。	決定
B - 8	議会twitterアカウントの開設		酒井20
H24.4.23	結果	日程等の情報を事務局から発信する。	決定
B - 9	本会議場・委員会室の市民開放		酒井23
H24.4.23	結果	提案取り下げ	
B - 10	会議規則の見直し		酒井5
H24.4.23	結果	提案取り下げ	
B - 11	特別委員会での行政視察の実施		緑風5
H24.4.23	結果	現在のとおりにする。	決定
B - 12	議会改革に市民意見・専門家の意見を取り入れる		酒井1
H24.4.23	結果	提案取り下げ	
B - 13	議会事務局の体制強化・独立性確保		改革1 酒井13
H24.4.23	結果	人員体制は議長において対応願う。	決定

C - 1	自治基本条例の制定		井上6 酒井3
H24.4.23	結果	提案取り下げ	
C - 2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.11.19	結果	議論の前提である議会のあり方・役割について委員会で意見が一致しない。従って、具体的な定数・報酬の議論は行わない。	決定
D - 1 D - 2 D - 3	議会広報戦略の策定 会議のファシリテーションおよび議論の技術向上を目的とした研修の導入 議会ICT化の推進・計画の策定		酒井1 酒井2 酒井3
H24.5.24	結果	C - 2（定数・報酬）の議論の過程で検討する。	決定
D - 4	会議に持ち込むPC等（携帯端末を含む）のネット接続を許可		吉田1
H24.8.20	結果	本会議を除く会議へ持ち込むPC等のネット接続を許可する。	決定
D - 5	議員の政治倫理		西口1
	結果		未検討
D - 6	陳情・要望の取り扱い		西口2
	結果		未検討
D - 7	議会報告会の拡大		西口3
H24.5.24	結果	広報広聴特別委員会で検討（H24.6.14、議運へ報告）	決定
H24.7.3	結果	全自治会で1年間に1回は開催できることを基本とした拡大の検討を、議会改革推進特別委員長から広報広聴特別委員長に申し入れる。（H24.7.13、藤本委員長申し入れ）	決定

D - 8	議選の監査委員の任期の見直し	藤本1
	結果	未検討
D - 9	理事者と議員の飲食を伴うこん親会は、廃止	藤本2
	結果	未検討
D - 10	本会議に、代表監査の出席を求め、監査の席を設けるべき	藤本3
	結果	未検討
D - 11	パソコン、ツイッターにおける規制強化	藤本4
	結果	未検討

H24.10.16 (第18回)開催の委員会での主な意見の要約・分類

- 1 基本条例第2条の規定は間違っている
- 2 定数・報酬について別の組織を設け検討すべき
- 3 定数・報酬について本委員会で検討すべき
- 4 議会のあるべき姿を検討する意味
- 5 議会改革とは
- 6 議員の役割とは
- 7 今の議会で市民は納得するのか
- 8 今の議会の課題は
- 9 議会のあるべき姿は
- 10 各議員が自分で対応しておく、当たり前のことのはず
- 11 個人の努力だけに頼るのではなく、議会全体としての仕組みが必要
- 12 審議を充実する仕組みは今でもあるのでそれを使えばいいのでは

1 基本条例第2条の規定は間違っている

議会を意思決定機関と定義しているが議事機関である、議事がより重要で改正の検討を憲法で議会は議事機関として定義されている、議事がまともにできていないにも関わらず、基本条例では意思決定機関と規定している、危うい

2 定数・報酬について別の組織を設け検討すべき

定数・報酬は別の委員会を設け議論を
議員報酬は議会で議論すべきでない

3 定数・報酬について本委員会で検討すべき

本委員会としての一定結論すべき
議員定数は議会で議論すべき

4 議会のあるべき姿を検討する意味

議会のあるべき姿を明確にしないと定数・報酬の市民説明が不十分になる
あるべき議会の姿に対応する議会の体制、議案の審議体制等の検討を
議会のあるべき姿を共通認識せずに定数・報酬を決めれば、議会改革ではなく行政改革

5 議会改革とは

市民に伝わる議会改革を

議会改革の目的は市民との関係を密接にすること

6 議員の役割とは

日常市民に接し、その課題を解決する活動こそ議員の役割

市民生活に密接に関係する種々の課題を解決することこそ議員の役割

理念のみの議論ではダメ

実際の市民生活に関係する種々の課題を解決することでの議員の働き、ひいては議会の働きが市民の評価対象である

様々な活動を経て、議員は選挙によって判断されるものである

議員活動と議会活動は一体、以前一般質問者数は少なかったが、議員は市民のもとへ頻繁に通っていた

議員活動と議会活動は区別すべき

7 今の議会で市民は納得するのか

基本条例に掲げる理念の実際として常任委員会の月1回開催を提示したとき、議会は十分に活動していると市民は納得するのか

今の議会の活動を肯定したならば、定数・報酬の改定を議論しなければならない根拠が失われないか

8 今の議会の課題は

議案等に対する審議が不十分

議案等の審議体制が不十分

質疑に値しない質疑の存在

事前準備もなく、その場の思い付きで理事者へ質疑する

議員間討議の不足

請願の取り扱いが不十分

政策立案が不十分

後日提供された資料による議論が行われない

国政の課題を一般質問で取り上げるべきでない

一般質問はセレモニー

9 議会のあるべき姿は

一般質問は議員の最大の武器、議長を除く全議員が行うべき

基本条例を反映した議会運営であるべき

議員間討議を充実させ、議論を整理し、市民説明できる程度まで深化さすべき

市民意見の反映、参考人制度等の活用で議論の深化を

全体会の活用による議員全体の知見を活かす方法

注目を集めない議案についても市民説明できる程度までの理解が必要

9月定例会で上下水道会計の値上げに関し修正が可能か議員間で議論したかった、議員は値上げの根拠となる条例規定を把握しているべき

10 各議員が自分で対応しておく、当たり前のことのはず

議案等は事前に提案されている、審議を充実ならしめるための事前準備は基本的に議員個人、各会派によって為されるべきものではないか

個人の努力が全てではないが、常任委員会の議案審査を例にすれば、審査を充実するための事前準備は個人の努力に帰す部分が多いと思われる

議案は事前に配付されている、議員は当然に事前に準備し問題点を整理しておくべき

議案への理解、質疑の内容、議論の深さ等は了とするレベルが議員によって異なる

11 個人の努力だけに頼るのではなく、議会全体としての仕組みが必要

適切に議事がなされる仕組みを整えるべき

全てを個人の努力の課題にしてしまうべきではない、議会の仕組みとして検討すべき

個人の努力は当然だが、委員構成に関わらず一定の議事レベルが担保されるべき

各委員会の自主的な運営に任せず、議会全体として仕組みの検討を

課題は全ての委員会に共通する、仕組みを変え改善できるはず

議案審議は会議日程に影響される、委員会審査時間を拡大すべき

委員会審査日程は極めてタイト、以前は市道認定議案に係る現地視察を行っていた

定例会ごと、議案ごとの準備ではなく、普段から調査活動等を行うべき、月例開催では不足

12 審議を充実する仕組みは今でもあるのでそれを使えばいいのでは

常任委員会審査ならば時間延長、予備日の活用等ができる、必要ならば会期の延長も可能
時間延長や予備日の活用で審査時間の拡大は可能、委員会の運営として対応できる

議論が不十分なまま委員会の審査が打ち切られた例はないと思われる

委員会の終結は委員長が委員会に諮っており、適切に運営されている

常任委員会月1回の開催は最低限の規定、各委員会で必要に応じ開催数は増加できる